資料１

平成３０年７月豪雨災害への対応

１　意　見　書　等

●２０１８年7月9日（月）

・２０１８年７月豪雨災害に関する緊急会長談話

●7月１１日（水）

・被災地管轄裁判所の係属事件等に関する訴訟手続の期間伸長等の対応について（要望書）

●7月１２日（木）

・平成３０年７月豪雨災害における被災者支援について（申入れ）

●7月２０日（金）

・生活保護世帯が受給する平成３０年７月豪雨災害における義援金の収入認定に関する会長声明

●7月２６日（木）

・平成３０年７月豪雨災害において発生した土砂等の公費による撤去等について（要望）

●8月２３日（木）

・被災者支援に資する住家被害認定、災害救助法の弾力的運用及び公費による土砂等撤去の措置を求める意見書

・災害関連死の事例の集積、分析、公表を求める意見書

２　２０１８年7月豪雨災害対策本部の活動

○２０１８年7月豪雨災害対策本部（以下「対策本部」。）

●7月9日（月）対策本部を設置

●対策本部（会議６回開催：7/10、7/18、8/1、8／22、9／11、10／10）

○外部協議

●7月１８日（水）　法テラスとの協議、全銀協との協議

●７月３１日（火）　日弁連と金融庁との協議（全銀協同席）

○現地視察等

●７月１４日（土）　愛媛弁護士会執行部との協議（担当副会長及び担当事務次長）

●７月１９日（木）　岡山弁護士会・広島弁護士会執行部との協議（担当副会長）

●８月２７日（月）　日弁連会長等の現地視察（広島県及び岡山県）

３　無　料　法　律　相　談

※電話相談件数は速報値です。

○広島弁護士会

●７月１２日（木）無料電話相談を開始。

●７月１８日（水）日弁連（東京）への転送を開始。

●１１月４日（日）まで　電話相談件数８３６件（うち、日弁連転送分３０１件）

○岡山弁護士会

●７月１１日（水）無料電話相談を開始。

●７月１９日（木）日弁連（東京）への転送を開始。

●１１月４日（日）まで　電話相談件数７７０件（うち、日弁連転送分１０７件）

○愛媛弁護士会

●７月１７日（火）無料電話相談を開始。

●７月２０日（金）日弁連（東京）への転送を開始。

●１１月４日（日）まで　電話相談件数１７３件（うち、日弁連転送分３２件）

○総件数　※仕分け不能含む

●１１月４日（日）まで　電話相談件数１７９０件（※うち、日弁連転送分４５１件）

○広報（日弁連定例記者会見（会長会見））

●８月８日（水）　お盆期間中（8/10～8/20）の相談体制の強化を周知。

４　研　　修

●７月１３日（金）

・岡山弁護士会において、相談対応等に関する研修を実施

●７月１４日（土）

・愛媛弁護士会において、相談対応等に関する研修を実施（テレビ会議にて全国に配信・接続４５地点）

●７月１９日（木）

・広島弁護士会において、自然災害ガイドライン等に関する研修を実施（テレビ会議にて全国に配信・接続３３地点）

●８月２日（木）

・（第１回）「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」における運営機関の研修並びに各地域の金融機関と弁護士会との意見交換会を開催

●８月２０日（月）

・金融庁と広島弁護士会・岡山弁護士会との意見交換（全銀協同席・被災地弁護士会ＴＶ会議接続）

●９月５日（水）

・（第２回）「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」における運営機関の研修並びに各地域の金融機関と弁護士会との意見交換会を開催

以上

資料２

生活保護世帯が受給する平成３０年７月豪雨災害における
義援金の収入認定に関する会長声明

本日，平成３０年７月豪雨災害などで被災した人に交付される義援金を差押禁止にする「平成三十年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律」が成立した。言うまでもなく義援金は，市民等の善意を原資として被災者の生活基盤の回復等のために支給されるものであり，債権者の債権満足に充てるべきものではないから，当連合会は，これまでの大規模災害において義援金差押禁止措置を度々求めてきた。同法の成立は被災者の生活再建にとって不可欠の措置である。

それに加えて，生活保護を受給する被災者については以下のとおり格別の配慮が必要である。

すなわち，生活保護を受給する被災者の中には，義援金を受領した結果，収入認定がなされることにより，生活保護費の減額や停止がされることを懸念し，義援金の受領を躊躇する傾向が見られる。

しかしながら，前に述べた義援金の意義に鑑みても，義援金受領によって最後のセーフティーネットといえる生活保護費が減額ないし停止され，ひいては生活保護を受給している被災者の生活再建が困難となっては，義援金や生活保護制度の趣旨に反する。この点に関し，厚生労働省は，「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生事務次官通知。以下「通知」という。）において，「臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって，社会通念上収入として認定することが適当でないもの」については収入として認定しないことを定めている。しかし，この点が生活保護利用者や関係者に周知されなければ，生活保護を受給する被災者が義援金の受領を躊躇することとなりかねないため，かかる通知の内容を十分に周知することが必要である。

そこで，当連合会は，国に対し，生活保護制度において，通知を踏まえ，義援金につき収入認定することのないよう求めるとともに，被災者が安心して義援金を受領できるよう被災者への周知を徹底することを求めるものである。

２０１８年（平成３０年）７月２０日

日本弁護士連合会
会長　菊　地　裕太郎

平成３０年北海道胆振東部地震に関する義援金を差押禁止
とする措置を求める会長声明

１．　２０１８（平成３０）年９月６日に発生した、平成３０年北海道胆振東部地震（以下「北海道胆振東部地震」という）に際しては、厚真町で道内観測史上最大の震度７、安平町とむかわ町で震度６強など、広範囲で大きな揺れを観測するとともに、各地で大規模な土砂災害や家屋の倒壊などの甚大な被害が生じ、現在も多くの被災者が避難生活を余儀なくされている。

北海道は、９月２１日までに集まった義援金について、第１次配分として被災市町に対して配分することを決定しており、今後、被災市町から被災者又はその遺族（以下「被災者等」という。）に対して義援金が交付されることになる。義援金は、被災者等の生活再建を支援するためのものであり、被災者の債権者が債権満足の原資として期待すべきものではない。従って、被災者等に交付される義援金は、一律に差押禁止財産とすべきである。

２．　また、北海道胆振東部地震による住家の被害は、１０月９日時点で全壊・半壊・一部損壊合わせて９０００件を超えており、多くの被災者が住宅ローン等の債務への対処を必要としている。かかる債務への対処については、２０１５（平成２７）年１２月に策定された「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく住宅ローン等の債務整理制度（以下「被災ローン減免制度」という。）を利用することにより、最大５００万円の現預金、最大２５０万円の家財地震保険金及び被災者生活再建支援金などの差押禁止財産を手元に残すことができるところ、北海道胆振東部地震の被災者等に交付される義援金についても、これを差押禁止財産とすることにより、被災ローン減免制度の利用が促されるとともに、被災者の生活再建への後押しになると考えられる。

３．　よって、当会は、国に対し、被災者等の生活再建のため、平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（平成２８年法律第６７号）と同様、北海道胆振東部地震の被災者等に交付される義援金を差押禁止にする法律を制定することを求める。

２０１８年（平成３０年）１０月１２日
札幌弁護士会
会長　八木　宏樹

資料４

Press Release
報道機関各位

日本司法支援センター
法テラス

平３０年７月１７日
日本司法支援センター

「平成30年7月豪雨」（西日本豪雨）に関する支援について

平成30年６月28日からの台風第７号及び梅雨前線の影響による「平成30年７月豪雨」の被害にあわれた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

「平成30年７月豪雨」が特定非常災害に指定されたことに伴い、日本司法支援センター（法テラス）では以下の支援を開始いたしました。

１ 弁護士・司法書士による面談での「無料法律相談」

○対象
「平成30年７月豪雨」に際し災害救助法が適用された市町村の区域に同年６月28日において住所、居所、営業所などがあった方

○内容
生活の再建に当たり必要な法律相談を無料で行います
不動産問題、金銭問題、相続問題など、民事に関する問題全般について相談できます

○相談回数
同一の問題についてのご利用は、３回までとさせていただきます

※ご利用については、最寄りの法テラスへご連絡ください

２ 災害に関する法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等の「情報提供」

○対象
「平成30年７月豪雨」の被害にあわれた方なら、どなたでも無料でご利用いただけます

○利用方法

① 電話でのお問合せ　専用フリーダイヤル：０１２０－０７８３０９（おなやみレスキュー）
（対応時間）平日：午前９時から午後９時まで　土曜日：午前９時から午後５時まで
（利用料・通話料）０円

② 法テラスのホームページで確認（専用ページタイトル「平成30年７月豪雨（西日本豪雨）Ｑ＆Ａ」）
法テラスのホームページで「平成30年７月豪雨」専用のＱ＆Ａを公開しました
よくあるお問合せとその答えを集約し、公開しております

③ メールでのお問合せ
②の専用ページにある「メールでのお問い合わせ」からご利用いただけます

取材受付窓口（※利用者からの制度の利用に関するお問合せは、最寄りの法テラスへ）
日本司法支援センター本部総務部広報・調査室　電話：0503383-5348

平成30年７月豪雨（西日本豪雨）で被災された皆さまへ

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）の影響で、住宅ローンなどの返済にお困りではありませんか？

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」により

住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。

メリット１

手続支援を無料で

弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けられます。

特定調停の申立ての手数料も法令上の手当により無料となっています。

対 象 者：平成30年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方

適用期間：2018年6月28日から2021年5月31日までの間に、裁判所に民事調停の申立をする場合

メリット２

義援金等に加え財産の一部を手元に残せる

具体的には、債務者の被災状況や生活状況などの個別事情により異なります。

メリット３

個人信用情報として登録されない

債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、新たな借入れに影響が及びません。

詳しくは、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください

（注）債務の免除等には、一定の要件（債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間、利率といった支払条件、家計の状況等を総合的に考慮して判断）を満たすことやローンの借入先の同意が必要となります。また、簡易裁判所の特定調停手続を利用することが必要となります。

★特定調停手続の利用を含む手続の流れは裏面をご参照ください

一般社団法人
自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関

金融庁 Financial Services Agency

財務局 Local Finance Bureaus

手続の流れ

❶手続着手の申出

最も多額のローンを借りている金融機関等へ、ガイドラインの手続着手を希望することを申し出ます（受付窓口は当該金融機関へ確認してください）。金融機関から借入先、借入残高、年収、資産（預金など）の状況などをお聞きします。

（注）お手元に借入れの状況などの資料をご用意ください。なお、必要な事項をお聞きし終えた日をもって手続着手の申出日になります。

❷専門家による手続支援を依頼

上記①の金融機関等から手続着手について同意が得られた後、地元弁護士会などを通じて、自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関に対し、「登録支援専門家」による手続支援を依頼します。

（注）「登録支援専門家」は、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士ですが、弁護士以外は一部業務を実施できません。

❸債務整理（開始）の申出

金融機関等に債務整理を申し出て、申出書のほか財産目録などの必要書類を提出します（書類作成の際、「登録支援専門家」の支援を受けることができます）。
債務整理の申出後は、債務の返済や督促は一時停止となります。

❹「調停条項案」の作成

「登録支援専門家」の支援を受けながら、金融機関等との協議を通じて、債務整理の内容を盛り込んだ書類（「調停条項案」）を作成します。

❺「調停条項案」の提出・説明

「登録支援専門家」を経由して、金融機関等へガイドラインに適合する「調停条項案」を提出・説明します（金融機関等は１カ月以内に同意するか否か回答します）。

❻特定調停の申立

債務整理の対象にしようとする全ての借入先から同意が得られた場合、簡易裁判所へ特定調停を申し立てます。

❼調停条項の確定
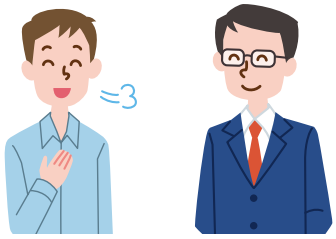
特定調停手続により調停条項が確定すれば債務整理成立です。